

議員提出議案第15号

議長の議員辞職勧告決議について

上記の議案を、別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年12月15日 提出

提出者	琴浦町議会議員	川本 正一郎
賛成者	同	新藤 登子

理 由 決議書のとおり

平成29年12月 日

琴浦町議会議長 手 嶋 正 巳

議長の議員辞職勧告決議

琴浦町議会議員 手嶋正巳君に議員辞職を勧告する。

理 由

議長 手嶋正巳君は、これまでに琴浦町議会において、懲戒処分、議長不信任、議長辞職勧告、鳥取県中部ふるさと広域連合議会議員及び鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を求める決議が可決されている。

この事件に対して「今後は、副議長並びに議会運営委員長とよく協議して議会の運営にあたる」と、全議員の前で約束された。

しかし12月定例議会に提出された議員一般質問の通告書を3名のみ受理して、11月21日に開かれた議会運営委員会を副議長や議会運営委員長にも相談する事も無く無断欠席をされた。

また12月定例議会に提案される議案の説明も受けることなく、定例議会の議事進行を凶られている。

以上の事実からしても手嶋正巳君は、このまま議長はもとより議員としての存続は許されない。

以上決議する。

平成29年12月15日

鳥取県東伯郡琴浦町議会